

工學博士 名井九介氏述

木曾川下流改修工事の昔話

内務省名古屋土木出張所

(代勝寫)

前　　か　　き

昭和十一年度より木曾川下流改修増補工事を施行することになりましたについて　第
一期改修工事として明治二十年より同四十五年に至る二十五ヶ年の長き歳月と約一千万
圓の巨費を投じて完成し　濃美勢三國を洪水の慘禍から救ひたる所謂「三川分流工事」
の施行の状況と　先人各位が營々苦心せられたる當時の模様とを偲ぶために　長く該工
事に携はれたる元内務技師工學博士名井九介氏に請ひて「木曾川下流改修工事の昔話」
を上梓することにせり

昭和十二年一月

内務省名古屋土木出張所

木曾川下流改修工事の昔話

名 井 九 介

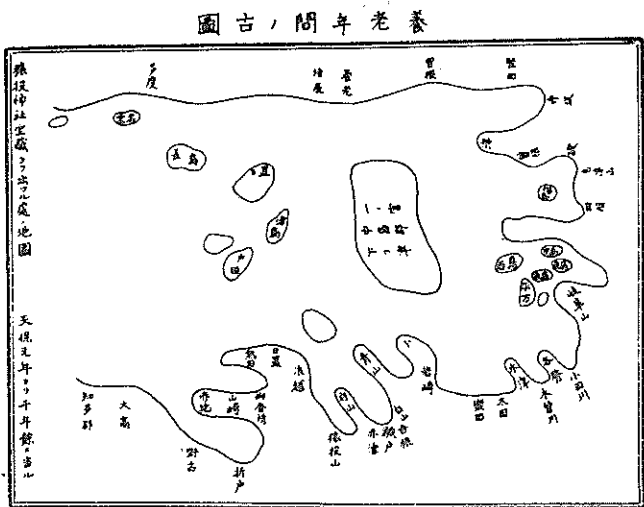
木曾川下流即ち第一期改修工事は内務省河川改修工事の嚆矢で今日全國に涉つて大規模に治水工事を施行するに至つたのも木曾川第一期改修工事が其基礎をなしたものと云つてもよい。其以前は外國の例に倣ひ低水工事のみを専ら國の事業として施行して洪水防禦の工事は地方に委してあつたが木曾川に於て始めて一定の計畫に基いた高水工事に着手したのである。河川法、土地收用法の規定にも木曾川の經驗が參酌されて居り是等の行政法の制定及改良を促した點も亦尠くない。尤も當時は今日とは時代を異にし技術も至つて幼稚で施工の組織方法に於ても不完全の點が多く殊に土地買收の如きは亂暴無理な手段を弄した嫌もあつて今日より見れば實に隔世の感がある。茲に是等の事柄に關して今手許に充分の資料がないから大體自分の記憶を辿り其大要を述べて我國河川改修事業の發達に關する參考の資に供したいと思ふ。

輪中の成立、河川の變遷

二

木曾川は長良揖斐の兩川を併せ流域が約六〇〇方里で其割合は木曾が三五〇、長良一五〇、揖斐一〇〇方里である。其平地は尾濃勢三ヶ國に亘り一望七十里(十萬町步)の廣袤を有して我國屈指の豐饒なる平野である。此平地は凡て第四世紀の沖積層に屬して概ね低地で大垣の如き稍上流に於ても僅に海面以上拾三尺に過ぎない一見して木曾川及其支川等の流出した土砂が堆積して形成された土地であることが首肯せらるゝ。

養老年間(千二百餘年前)の古圖と云ふものが存して居るが之によれば木曾川は犬山を離れた處が河口で西は赤坂、養老、桑名、東



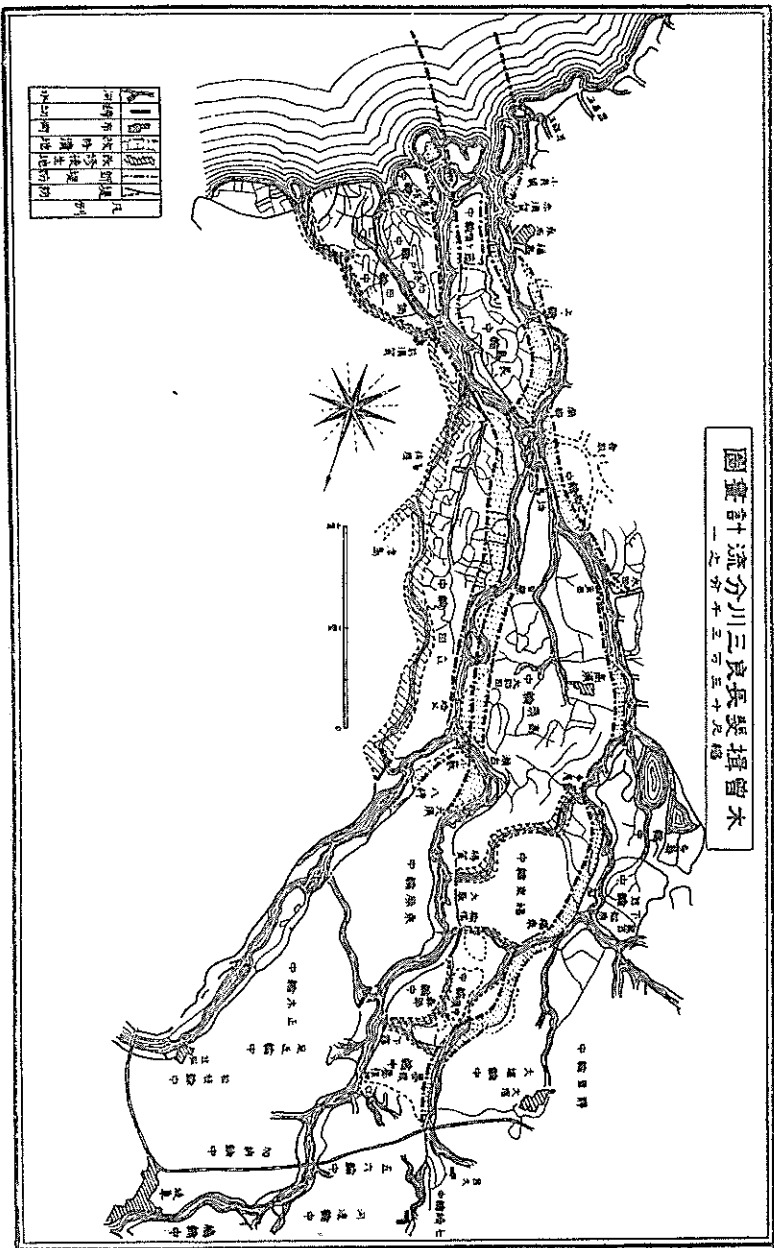
は熱田へかけて一面の海で北部に福島外九島、南部に長島、津島、枇杷島の諸島、中央に中島の一大島嶼がある。此中央の島は今の一宮附近で現に中島郡の稱が存して居る。又熱田の半島に接して浪越の地名がある之が今の名古屋で浪が越へる位の土地であつたと見へる。然し養老年間に此の如き一面の海であつたものが千餘年間に今日の如き立派な陸地に化したものとは信ぜられない。若し之を事實とすれば今後何年間に伊勢灣の全體が埋つて陸地となるか容易に推定出来る譯である。養老年間より僅か五十年を経た神護景雲年間に尾張國海部、中島二郡に水害があつたことが歴史に載つて居るのを見ても五十年間には等二郡の成地が出来る筈がない。即ち養老年間の古圖は當時の現状でなく遠く太古の状況を想像して作つたものと見るより外はない或は之は孝靈天皇の御宇即ち二千二百餘年前の状況であると云ふ説もある。先年名古屋土木監督署に於て三百年前以後の木曾川河口附近の新田開墾の年代を取調べたことがある之によつて海岸線進出の大體の模様を見る事が出来る。

前述の如く年代は不明だが此の如き海面に年所を經過する中に木曾川及支川其他庄内川等から絶へず流出する土砂の爲に自然に附寄洲が出来て之を海水若くは河水を防ぐ爲

に其周圍に堤防を築き漸次開墾をしたものである。従て開墾の進むに伴ひ堤防の輪に輪を聯ねて遂に所謂輪中なるものが出來たので恰も海岸に新田の開墾されるのと同様である。輪中は此の如く成立した關係から概ね低地で排水に困難なる處が多く和蘭の「ポルダー」と同様である。昔は無數の小輪中が輪に輪を聯ねて存在して居つたが漸次合併擴張して大輪中となり洪水防禦の便を圖つたものである。高須輪中（四千餘町歩）の如きは以前は百輪と稱して大輪中の内に小堤を以て圍まれた無數の小輪中があつたが漸次其小堤が撤去されて跡を存しなくなつたと謂はれて居る。是等の輪中は大小區々大垣輪中の如き周圍十里もあるものもあれば五明輪中の如き周圍僅に一里に過ぎないものもあつて其數が濃尾勢三ヶ國で三十許もある。而して木曾長良揖斐の三川は此輪中の間を縦横に縫ふて互に相連絡し洪水の際には輪中は恰も海中に點在する大小無數の島嶼の如き觀を呈する。一朝輪中の上部が破堤すれば内部は袋水となるから其害を免るゝ爲に下部に乙濤と稱して更に人工を以て堤防を切斷し水位の低下を圖る慣習があつて復舊に二重の手續と費用を要する譯である。輪中は我國他の河川に於ても見るこゝろがあるが木曾川の如き中流以下殆ど全部が輪中より成るものはない。此點が木曾川の治水上特色とする處である。堤の内外に關して素人は兎角反對に考ふるが輪中に就て考ふれば其内外が容易に判斷が出来る。

輪中の制は徒に堤防の延長を増し防禦に不利益なることは説明を要する迄もない。輪中住民の生命財産の安危は一に堤防に存して居るから洪水の際には必死水防に努め平時に於ても營々として其維持修繕に日も足らざる有様である。輪中は協同一致の精神には富んで居るが一種の小封建の姿をなして他の輪中とは互に利害を異にし古來民約其他の慣習があつて堤防の嵩置等些々たるこゝろにも苦情が多く常に紛擾を極めたもので此割據の精神が地方の自治に累を及ぼしたことが尠くない。木曾川の改修は實に此古代の遺物たる輪中の制を打破して之に代ふるに三川の兩岸に連続した堤防を築設するにあつて改修前後の圖面を對照すれば如何に改修の爲に三川の水脈が劃然と區別され堤防が著しく節減されたかが分る。

木曾川も利根川の如く古來幾多の變遷を経たものであるが、中古木曾川は犬山以下で尾張國內に一の枝、二の枝、三の枝、黒田川等の數派を分派し幹川は前渡より西流して現今の境川筋を経て墨俣（秀吉が一夜の中に城を造つた處）に至り長良川を合し南流して



高須輪中の中央（今の大江悪水路筋）を過ぎて油島に至り揖斐川を會したものである。
 一の枝川が今の木津用水路、黒田川が宮田用水路の一部に當つて居るを謂はれて居る。
 然るに近古天正十四年（秀吉と家康が和を講じた年）六月の洪水により水路が一大變遷を來たし前渡より西流せる幹川は西南に衝突して現今の河線を穿ち起驛の上小信中島に至つて二派となり一は東南に轉じて小信川と稱し現今の日光川筋を経て海に注ぎ又一は更に逆川、加賀野井川となり西南に分流した（此時河道變換の爲濃尾の國界を改めて葉栗、中島、海西の三郡を兩國に分割した）。

慶長十二年（三百餘年前）に徳川義直が尾張に封ぜられたので親藩の威力で其翌年より大に治水の工を起して犬山以下の派流は悉く之を締切り又下流の小信川も遮斷し加賀野井川を開擴して幹川として現今の即ち改修前の幹流が出來たのである。而して尾張側には御園堤と稱して馬踏六間乃至八間大きは十間に及ぶ壯大堅牢な長さ十二里に亘る大堤防が築設されたのである。

佐屋川は正保三年（二百八十餘年前）十町野より分派して二派となり其一は今の善太川となつたが之は萬治元年（二百七十餘年前）に締切つた。

長良川の現今岐阜市以外を流る、幹川は天文三年（三百九十餘年前）の大洪水で出来又墨俣以下は木曾川の變遷に伴ひ長良川の幹流となつたのである。

揖斐川は享保三年（四百年前）迄は大野郡杉野村より西南に流れ不破郡赤坂驛の東を過ぎ大體現今の杭瀬川の水路を經過したものが同年六月の洪水で杉野村より東南に流れ現今の水路を生じた。又藪川も此享保三年の洪水で根尾川の新川として分派したものである。

前述の如く三川は古來幾多の變遷をなし未だ治水の根本的方法を講ずるに違なき中に今又尾州藩の爲に尾西に流れた派川は悉く遮断せられ木曾川の水は總て濃勢の低地向つて放流せられ水害を一方に集注した觀がある。而も此地方は大垣藩以下十數の小藩と旗本領地とで微力如何ともす能はず多少對岸御園堤に對抗し堤防を増嵩しても悉く其高度を制限せられ破堤修理の場合も尾州御園堤の修理相濟み候迄は對岸他家の普請は遠慮すべし抔非常の壓迫を蒙り頻年の災害に對し講ずるに途なく困憊其極に達し百計盡きて遂に幕府に哀訴嘆願の結果有名な寶曆治水の工を起する至つたのである。

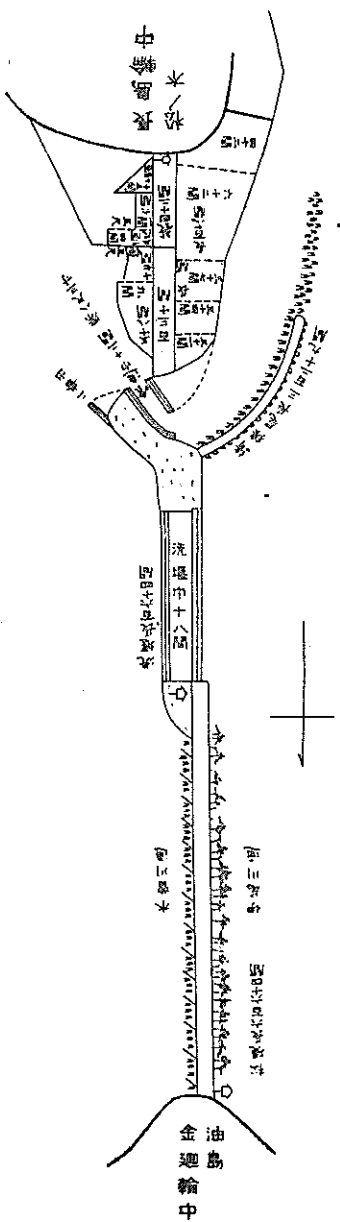
我國古來治水の跡を見るに主として徳川幕府時代に於て幕府直轄若くは各藩に於て夫々堤防を築設して治水の計をなしたものであるが其施設を大體四種に分つことが出来る（一）幕府若くは各藩に於て一定の方針の下に稍統一的に治水の策を講じたもの即ち利根川の如きもの（二）強藩兩岸に拮抗し一方より水流を刎ぬれば又他方より之を刎ね返す等互に兩々下らず抗争せしもの即ち筑後川の如きもの（三）強弱相敵せず一方は對岸雄藩の壓迫に甘じて拱手策を講ずる能はず兩岸の施設著しく權衡を失するもの即ち木曾川の如きもの（四）兩岸に貧弱なる小藩割據して協同一致治水の策を立つる能はず殆ど永く自然の状態に放任したもの即ち九頭龍川の如きものである。

木曾川は上述の如く輪中の發達と共に沿岸の地は不統一且不經濟な堤防に圍まれ又本支川縱横に連絡して治水上至難の状態なるにも拘らず尾州藩の爲濃勢小藩旗本の領地は一層の迫害を蒙り益々水害の度を増加するも到底自力を以て治水の策を講ずる能はざるを以て遂に幕府に請ふて救治の計畫を立てたのである。其設計は紀州流治水法の始祖井澤正房の手によつて作成せられたもので幕府は其施行方を薩州藩に命じた。之は手傳普請と云つて當時幕府の強藩財政疲弊の唯一の政策に外ならぬのである。工事の區域は廣汎に亘つて木曾川は駒塚以下、長良川は大藪以下、揖斐川は牧以下其他牧田川津屋川に

及んで其工事の種類も締切工事、護岸、水刳、及堤防の嵩置腹付、樋管の伏換、浚渫等多岐多様である。其内重なるものは逆川の締切並大樽川及油島の洗堰締切で就中油島の工事は木曾揖斐の兩川を中水に於て締切るので最も至難の事業である。其事蹟の詳細は近時調査研究の結果既に世間に發表せられ能く知られ居るから之を省略するが要するに薩藩の有司が是等の工事に不慣なるに幕吏の監督苛酷を極めた結果總奉行平田鞞負以下八十四人の自刃を見たのである。其自刃は寶曆四年四月より翌年五月迄數回に涉り平田鞞負は最後に工事完成を告げ幕府に引渡を了し其旨を藩主に報告して五月廿四日に割腹して果てたので實に悲愴を極めた最期である。此寶曆治水の工事は當時の金三十餘萬を費やしたと稱せられて居るが精確なことは判明しない。寛保年間毛利藩に於て手傳普請として施行した利根川上流の工事が鷲宮にある修治告成碑によれば使役した人夫が約百六十萬人で五ヶ月間に完成して居る。之より推せば寶曆の工事は使役人夫が大約四百萬人て材料雜費を合せ今日の金に換算すれば其工費が千萬圓に近きことが推測出来る、此大工事を僅々一ヶ年（實際は一年三ヶ月）の間に完成せしむると云ふことが既に出發點に於て無理な注文である。殊に土地には不案内ではあり工事には經驗なく而も工事中幾

多の手戻をなし工費は益々増加して當初豫算の數倍に達し其調達に苦心慘澹たる際に幕吏より嚴重苛酷なる督促を受け薩士の隱忍自重も遂に破裂して幕吏との間に衝突を來たし勢の激する所斯く多數の自刃者を見るに至り平田鞞負は財政上及是等の事變に對して全責任を負ひ自ら斃れたものと見て差支なき様である。此事蹟は島津家に於ては巨額の財を費し後年財政上非常なる累を貽した重大な事件にも拘らず當時幕府を憚り秘して記録の存するものなかりし爲僅に濃勢の地に口碑に傳はるのみて明治三十三年寶曆治水碑建設の時迄は自殺者の數も僅に四十六名位に云はれたものが今日調査研究の進むに従ひ

圖に薩藩島油



其數も次第に増加して八十四人の多きに及び且つ平田鞆負は大正五年十二月從五位を贈らるゝ等其事蹟の大に闡明せられたことは治水史上洵に喜ぶべきことである。當時將軍吉宗の死後幕府の政事は漸く頽敗の兆を呈し風紀弛紊賄賂も行はれた時代に薩藩人士の清廉潔白權威に屈せず身命を賭して能く此大事業を完成し累を藩主に及ぼさざりしことは眞に後世の龜鑑として永く青史に傳ふべきものである。

油島締切工事は當初は油島新田地先より長五百五十間、下流松ノ木地先より長二百間の土堤を出し中央三百間は尾州藩故障の爲に閉塞が出来ざりしが、其後數回に涉り諸藩に手傳を命じて修理改築を加へ結局改修前には油島新田より長六百六十四間の土堤ありて鬱蒼たる老松之に繁茂し俗に之を千本松と云つて寶曆治水の面影を存し夫より下流に向つて長百六十四間幅十八間の石張洗堰を造り、又松の木側より上流に向け長百七十間の土堤を築出し其先に五十間の杵出を設け此處に河幅十二間の喰違を開き通船に便にした。其向に長五十間餘の土堤を築き中央の洗堰に連絡し喰違の下流猶導水堤として猿尾長三百二十九間並に之に接續して杭出を設け木曾揖斐兩川低水の差を緩和し且つ揖斐川水位の高上を妨げた。洗堰は出水三合に至れば之を超流し土堤は稍大水に非らざれば之

を超溢せしめざる構造にしてあつた。此處は濃尾勢三ヶ國の境界で水理の關係が最も重大なる要所であつたが改修に當り土堤の前に新堤を築き舊土堤は小段とし千本松は依然として舊觀を存して居る。洗堰は張石を撤去し舊土堤に接續して小段形に盛土をなし千本松に續けて之に松樹を植ゑ又寶曆治水碑を建設した。今より考ふれば洗堰の一部を張石を撤去せずに其儘舊觀を保ち古人苦心の跡を存せば一層の記念物となつたと思ふ。

改修の計畫及目的

從來の河狀は前に述べた如く幾多の變遷を経て出來たものであるが全川の水理を統一的に考へて施設したものではない且つ輪中の爲に堤防が不經濟に出來て其延長が二百餘里に及び防禦維持が容易でない又三川が互に連絡して居る關係から水害を重複して蒙る等の不利がある。元來三川出水の關係は古來俗に四刻、八刻、十二刻と稱して互に遲速あるにも拘らず揖斐の高水が低下せんとする時に長良の爲に其減水を妨げられ長良も亦木曾の逆流を受けて更に之を揖斐に及ぼすと云ふ具合に濃勢平地の悪水排除に最も關係ある揖斐川が木曾、長良の水位低下する迄は平水に復する事が出來ない。獨り高水に於

てのみならず低水に於ても亦水位常に高き木曾と連絡する爲に揖斐、長良の悪水の排除を妨げらるゝことが尠くない。元來各輪中は多くは卑濕の地で其田面は堀田と稱して半分は盛土をなして耕作し他の半分は不用の水面として存して居る状態であるから水腐の害も亦破堤の害に劣らない。俗に五年に一度收穫があれば平作、三年に一度收穫があれば豊年と云はれて居る位で高水の時樋管開閉の時間、低水の時水位の高低が此地方の農業に重大なる關係を有して居る。寶曆治水の工事は平中水に於ける是等の關係を緩和し沿岸地方の悪水排除を良好ならしめたには相違なきも未だ以て禍根を永遠に絶つた譯ではない。且つ頻年洪水の害に苦められ益々其度を増加するを以て茲に此難治の河川に根本的に治水の方針を立て其實行に着手せざるべからざるに至つた。政府は夙に三川の改修を企て明治六七年頃より既に水位水量の調査を始め同十一年より三川の測量計畫に着手し十九年に至り大體明治十八年の大洪水を基礎として其計畫を完成し翌廿年度より本川大改修の起工を見るに至つた。此計畫は和蘭工師デ、レーキ之に當り故内務技師工學博士清水濟、同技師佐伯敦崇兩氏が之を補佐して出來たものである。

豫算の成立に就ては當時の土木局長西村捨三氏が最も力を盡して居る。西村局長は屢々實地を視察して或る時は岐阜の金華山に腕車を車夫八人で擔ぎ上げさせたり大垣にて酔て小崎知事の頭を徳利で殴り飛ばした杯の奇談も存して居る。又山縣内務大臣の視察を請ひ大臣は横濱より船にて四日市に來り伊勢多度の山に一夜の中に道を造り三縣知事土木課員、常置員等無慮百名と共に大臣は乗馬、西村局長は腕車、勝間田愛知縣知事は駕籠にて上り山上に一萬分の一の原圖を披き改修の要所には夫々十疊敷以上もある旗を立て之を示し望遠鏡にて説明をなし大臣は之にて視察を了して直に四日市より歸航した等のことがあり何事も今日より考ふれば大袈裟で寧ろ滑稽じみたる觀もあるが又一面には眞劔で徹底的な處もある。是等の關係で後に述ぶる如く明治三十三年に西村氏の主唱で三川分流竣工式が行はれ當時の總理大臣山縣公爵も態々臨場せられた譯である。

改修の目的は當時の説明書を見るに第一洪水の害を防止すること、第二舟楫の便を圖ること、第三悪水の改良をなすこととなつて居る。第二は當時猶低水工事が國の主たる事業と云ふことが念頭にあつた時代で相當之に重きを措た譯である。木曾川程眞面目に低水工事を施行した河川は尠なく殆ど全部に涉り水制を正式に施設した。其後の河川は低水の改良は餘り眼中に置かず純然たる洪水防禦工事に化したのである。

此改修工事を普通三川分流工事と稱して居るが洪水防禦にしても亦悪水改良にしても三川を分流するのが急務である。性質の異つた三川が互に連絡して居つては不利の點が多い先づ輪中なる厄介物を廢して堤防の防禦維持の延長を極限し悪水の改良をなすには高水低水共水位の高い河川との連絡を斷つのが得策である。此意味で全然三川を分流して水脈の系統を區別したのである。即ち寶曆治水の計畫を踏襲して之を徹底的に完成したのである。又揖斐川は沿岸水腐地が多く悪水の關係が重大だから特に其點に重きを措き牧田川、津屋川の合流口を思ひ切つて下流に下げたのである。

洪水量は木曾川二六四、〇〇〇立方尺長良川一五〇、〇〇〇揖斐川上流二二〇、〇〇〇牧田川合流口以下一五〇、〇〇〇である。堤防の馬踏は木曾川四間、長良、揖斐兩川は三間、高は各洪水面上六尺で新堤の延長は二十三里半舊堤は其儘として別に改築を加へざる計畫であつたが其後掘鑿土砂の餘る箇處は舊堤裏に小段形に捨土をなし其鞏固を圖つた。又縣に於ても多少の増築をなした處もある。油島通船路の代りに船頭平に閘門を設け木曾川揖斐川の河口に各一條の導水堤を設けた。導水堤の長は木曾川は二、六〇〇間（内土堤一、〇〇〇）揖斐川は三、一二〇（内土堤一、五〇〇）である。

此計畫の施行は起工以來廿五年の長年月を要したが其變更をなしたのは一部揖斐川沿七郷輪中を附近の谿谷より流出する土砂の放流場に充て他日地盤の高上を俟て築堤をなすの計畫であつたのを土地買收費巨額に上る關係から之を中止し直に引堤をなした。又上流牧輪中に地盤の高的關係から低水位の變更をなしたのみで他は當初の計畫を其儘遂行した。當時我々の經驗淺くして研究の足らざる點もあつたらうが原計畫の周到完全で變更の餘地なかりしことは争ふべからざる事實で實に敬服の外はない。唯慾を云へば長良川を桑名上流で揖斐川に合流せしめたものを一層思ひ切つて全然海口迄分流するか或は寧ろ此地點に於て木曾川に合流せしめたら揖斐川下流沿岸の悪水改良に更に良好の効果を擧げたことゝ信ずる。揖斐川の低水量は二、一四〇立方尺で其低水路に更に三、三八〇の長良川を合流するのは揖斐川の水位に影響を及ぼすは當然の事此の爲に一時揖斐川下流に苦情を生じたのは頗る遺憾とする處である。尤も其後兩川の低水路を桑名下流迄分離し揖斐川河口に更に一條の導水堤を築設し水路に浚渫を加へ低水位の低下を圖つた爲に此苦情は跡を絶つたのである。茲に猶注意を要するは河口改良變更の爲に生ずる潮流の變化である。先年他の目的を以て桑名自記量水儀の改修前後の潮位曲線を調査せ

しに著しき變化のあるを認めた。之は要するに木曾川改修の爲に派川青鷺江等は締切られ揖斐川は擴張せられ更に長良川の合するありて上流に進入する潮水の量は増加するにも拘らず退潮の際は河口の低水路が其割合に増深せざる爲長時間を要するを以て干満潮の時間に變化を生じ從て干潮水位にも高上を來した様である。河川の潮汐感應部の改修は潮位の變動に就て深く研究する必要があると思ふ。

豫算及工費の負擔

改修工事費當初の豫算は總額四百二萬餘圓で之を國庫及關係各縣の負擔とした。其分擔方法は河身工事、重要な締切堤、及背割堤、河口導水堤、閘門(後に之を加ふ)並砂防費は之を國の負擔とし築堤は地元縣に於て負擔し又附帯工事は管理者の負擔で地方費を以て補助し得ることにした。即ち總額の内三百十三萬圓弱を國の負擔とし残りを三縣に於て分擔し工事の施行は各其の費用の負擔者が之に當ることにした、今日より考ふれば一定の計畫に基きたる工事を各自に分擔して施行し統一を缺き連絡交渉に手数を要し不便至極のものであつた。例へば低水路の掘鑿で築堤に利用すべき土量に對しては國の

豫算に其費用を計上せざりしも實際施行に當り縣は困難なる低水路の掘鑿土を使用するより寧ろ他に築堤土を求むるを希望し止むを得ず低水路掘鑿費より若干費用の支出をなすこととしたが縣の築堤請負者に同時に國の事業たる低水路掘鑿の工事を請負はすことになり其請負の方法費用の分擔等に就て一々協議を要し其手數煩瑣を極め又河敷及堤敷の買収も國と縣の協同買収を要する等意外の不便を生じた。之は當時河身に關する工事のみ國に於て經營し堤防は地方の自營に委するの方針より來りしものならんが此不便は遂に明治三十年法律第三十七號の發布により縣の事業も國に委付して併せて施行することとなり除かれた。河川法の規定は費用は分擔するが工事は統一して出來る様になつて居る之は木曾川の經驗より來たものである。

豫算は其後物價の變動、土地買収費の不足、追加工事の爲増加して二十九年遂に總額を八百三十九萬餘圓に更正増額し又三十八年に更に八十七萬圓を追加して結局縣に於て初期施行した工事費及附帯工事補助費等を併せ約九百七十四萬圓(内國庫支出約七百萬圓)を費し竣功年限は最初十ヶ年のものを漸次變更延長して二十六ヶ年を以て竣成を告げたものである。後二つは二入り、

猶竣功後導水堤、背割堤及閘門は國庫及三縣分擔の費用を以て國に於て管理及維持をなして居る。

土地買収

改修の爲買収を要する土地は三縣を通じて二千九百餘町歩、移轉家屋數が約千八百戸で當初の豫算では公用土地買上規則を適用し地價以内で買上げる計畫であつて下流の一部は既に之で收得したが起工後幾何もなく二十二年七月土地收用法が發布せられ時價を以て收用することゝなつた爲豫算に不足を告ぐることゝなり買収上に大蹉躓を來たした法律改正の結果豫算に不足を告げたのであるから其追加増額を要求するは當然の話だが當時は議會が開かれて間もなき時であり且つ河川の改修は木曾川一川の時代であるから豫算の追加は非常な困難なることゝ考へられて成る可く豫算の範圍で土地を買収したい物價騰貴で結局豫算は不足するがせめて三川分流(揖斐川を除く)丈は豫算にて竣功せしめ度き考であつたから土地買収の上に非常なる無理を生じたのである。そこで高須輪中新長良川敷買収に當り土地所有者は政府の發表價格に服せず收用審査會を開くに至りた

るも猶承諾せずして遂に民事訴訟を提起するに至つた。之より彼我の衝突其極に達し紛擾に紛擾を重ね佐伯技師發表價額の説明に出張せし時の如きは之を叩殺す杯の擾で佐伯技師は形勢不穩と見て會場の裏口より僅に身を以て逃れたことがあり又或る時は白木技師外一名測量の爲此地方に出張せし時住民の爲に捕へられて拘留せられ警察の保護により漸く免された等の事件ありて一時は全く混亂の状態にあつた。又一方政府に於ても極力壓迫の方針を採り訴訟者の土地は收用法により取上げながら損失補償金は一文も支拂はず又承諾者の土地は工事着手迄耕作を默認しながら訴訟派の土地は一切立入を禁じ或る年の如きは無斷植付をなしたとて警察保護の下に苗を拔取りたる等のことで議會の問題となつたことがあり飽迄強行手段を採つた爲相方全く喧嘩腰となつて争つたものである。又森毅と云ふ一種の訴訟狂があつて家屋の移轉を肯せず遂に強制執行によつて之を取拂つたが移轉の際板塀等が破損したとて更に損害賠償の訴訟を提起する等一種の訴訟に更に又附帶の訴訟を生じ一時は訴訟に惱殺された觀があつた。元來當時の收用法は不備の點多く民事訴訟も今日の如く價格の差額を争ふにあらざして價格を決定する訴訟となつて居つた爲政府は土地の價格決定以前に補償金を支拂ふは會計法規の許るざる所

なりこの主張を以て之を争つたが遂に大審院に於て内務省の敗訴に歸した。其後今日の收用法では價格の差額と云ふことに改正せられた。

此の如く土地買収上の蹉躓により訴訟と紛擾の爲に一時は工事の進捗を妨げられた憾があつたが年月の経過と共に被収用者も訴訟に厭き感情も自然に融和し殊に工事も次第に進捗して三十三年には三縣協同して三川分流成功式を盛大に舉行することとなり主権地たる岐阜縣側に於て猶政府と係争事件の存するは遺憾なりとて仲裁する者があつて政府より若干の増補償金を支出して和解をなし訴訟を取下げて木曾川の特徴とする多年の訴訟事件は全く終局を告げた。

土地買収の順序は最初は豫算の關係もあつて一區域毎に買収をなしたが不利益の點多きを認め後には豫算の許す限り先以て一切に土地を買収するの方針に改めた。又初期には縣に委託して縣で收用委員を選び調査をなし協議の上價格を定むることとしたが結果良好ならざりし爲後には之を改めて内務省自ら之に當ることにした。又収用者と被収用者間の意見の衝突を避くる爲着實なる地方の名望家を選びて相談役としたが之も大なる効果はなかつた様である。

最後揖斐川の敷地買収の際には既に多年買収上の經驗を積み殊に幸か不幸か二十九年に稀有の大洪水があつて收用區域は水害の最も激甚な處で災餘救恤の方便として急速に用地買収を實行することとし土地は總て臺帳面の反別により買収し流亡した改修區域内の家屋に對しては其移轉料の幾分を支給して區域外に家屋を復舊若くは新築せしむることとし非常に良好なる成績を擧げた。又此時に勅令第十五號を發布して買収の土地に對して工事着手迄隨意契約を以て舊所有者に作付を許可することとした。之は従前は單に默認の方針を採つたが地主と小作人との間に往々紛議を生ずることがあつた爲に勅令により公然地主の權利を認むることとなり土地買収を容易ならしむる上に大なる効果があつた。此勅令は大正十一年會計法改正及國有財産法制定と共に廢止となつたが今猶兩法により同様の許可が従前の通り與へらるゝ筈である。

工事の施行

工事の施行は總て直營で土工は輕便鐵軌を使用して全く人力に藉つた。鐵軌は約四五哩、土運車は約四千臺に及んで主に二人押を用ひた。三十二三年度の如きは各所の縮

切工事に一時に着手した爲鐵軌の不足を感じ臨時に他より若干借入れ其不足を補ふた。今日なら一部掘鑿機關車を使用したであらうが當時は人夫賃が最初十五錢後に漸次騰貴して五十錢位の時代であつたから低廉なる人力に藉つた方が利益であつたのである。木曾川沿岸の住民は昔から堤防工事には慣れ土工には最も適して居るから能率も良く農閑の時季には出役の人夫に何等不足を感じることもなく外來の人夫は三十二年度締切工事の時代に一部使用した位で勞力の點に於ては支障を見なかつた。土運車押には漸次熟練して來り具合の悪しき土運車は使用を嫌ふの風を生じ土運車使用權の賣買が行はれて其價が七八圓迄にも上つたことがある。又三十二三年度に於て工事各所に起り直營の力及ばざるを以て試に桑名附近の築堤の一部を請負に附したが無論不成績に終つて後には請負工事は全く其跡を絶つた。

築堤の土は大體掘鑿土を使用した。低水路は低地を水替をなし三四尺より六尺迄掘下ぐるの随分困難の仕事で立田輪中の如きは水中を鋤簾で掘上げ小舟で堤防に運搬し使用した。大體掘鑿の土多くて築堤に使用の殘部は附近の廢川敷若くは民有地の地上げ等に使用した。新長良川成戸日原間は掘鑿の土量約八十萬坪に上り堤内破堤跡の水面及民

有地に捨土して其量五十萬坪に達した。

締切工事は秋季洪水後に着手し豫め新川に通ずる低水路を開き之に通水した後締切線の下流に箕猪子を施設し新川に流入する水量を増加し兩岸より非常の速度を以て締切堤の位置に若干の高に達する迄土砂を投入し中間剩すこと約二三十間に及んで下流に數列の猪子を入れ土砂の流亡を防ぎ又締切線を遮斷して約二尺の距離に二列の杭を打ち豫て用意の土俵及石俵を双方より極めて迅速に投入し水切を了したる後引續き土砂を投棄して一定の高度及幅員に達せしめた。之は此地方普通破堤の締切工事に用ゆる方法で一切沈床等を使用せずして最も簡便で比較的少額の費用を以て施行の方法である。就中油島締切工事は木曾川筋日原鹽原間の締切を俟ち木曾川の水を立田輪中新水路に通水の後なれば其施工容易なれども時期之を容るざるを以て其以前に着手し舊締切堤の前面水深二十尺に及び流勢急なる箇處に箕猪子を以て多數の假水制を出し以て投棄の土砂の流亡を抑留して工事を進行した。木曾川締切後は長良一川の水となり水勢頓に減退し工事容易となり最後には堤脚に一層の護岸沈床を沈設し杭柵の上に柳蛇籠を以て堤腹の保護をなすに止めた。

導水堤は木曾川及揖斐川兩河口二箇處であるが木曾川導水堤は全長二千六百間で平均千潮面以下九尺の水深の處迄突出して居る。内千間は土堤で馬踏三間左右法各六割高基線上十五尺に築造し、殘部の千六百間は石堤で基線上四尺の高に築造し馬踏三間左右法二割で頭部の四十間丈馬踏四間とした。基礎には全部を通じて川表には幅五間川裏には幅三間の沈床を施し頭部には幅二十間前後の沈床二層を施し又捨石には重量二百四十貫の大石、積石には八切の切石を使用した。工事竣功後二十四年に濃尾震災に遭遇して沈下破損を生じ若干の修補を加へた。揖斐川の導水堤は其構造木曾川と略同様なるを以て茲に之を省略する。

河口の浚渫には木曾川丸を使用した。木曾川丸は明治十九年に和蘭にて注文製造し喜望峰を経て廻航したものでポンプ型砂室三十三坪で砂質なれば三十分で満載するが泥土なれば非常の時間を要し又自走の爲投棄にも相當の時間を要する。又吃水十尺で木曾川河口浚渫の時には出水があれば一旦堀つた導水堤頭部を離れた處が再び埋没し木曾川丸は常に此頭部附近のみを浚渫し内部に入る能はず随分困難を感じて一時は厄介丸と稱へたものである。今日ならば吃水の淺きバケット式のものを用ひ曳船を使用して今少し能

率を擧げ得たらんが當時は全く浚渫に經驗なき時代で土質の適否浚渫船の種類等に就き研究を缺きしは止むを得ざる處である。尤も木曾川丸は恐らくは我國最初のポンプ型浚渫船で當時其巧妙な働を世人は驚異な眼を以て見たもので學士會月報第一號に相州大津浦に於ける試運轉で土質が細微の泥砂で成績が良好でなかつた記事が載つて居るのを見ても如何に珍らしかつたことが分る。後揖斐川河口浚渫の時には更に小型バケット式二隻を使用し最後に九頭龍川より二百噸バケット式浚渫船福井丸を轉用して浚渫能力を増進した。

掘鑿土量（浚渫を含む）は總量約四百三十萬坪で築堤の土量は約百八十萬坪である。築堤の坪當り工費は初期約五拾錢後壹圓位で木曾川丸は浚渫坪當り四拾六錢である。

特種工事としては船頭平閘門一箇處である。從來は桑名と木曾川上流との航通は油島に於て通じ又桑名熱田間は鰻江川より鍋田川を経て通じたが鰻江川締切後は桑名と熱田の連絡は海路木曾川導水堤の先きを迂廻し川船の直行するを許さず且つ揖斐川河口瀧筋一定せず水深不足して出入に非常の困難を感じ當時鰻江と油島附近との二箇處に閘門設置のことが問題となつた。尤も閘門は當初の豫算に計上を缺きたるを以て前記二箇處

を比較研究し船頭平一箇處を選定して二十九年追加豫算の際之を編入し其設置を決定した。閘門は有効長百二十尺、幅十八尺、水深五尺で基礎は砂質なるを以て矢板を打込み杭打を省略した。當時木曾檜材を筏として桑名に下すもの多量であつた爲閘門の有効長等も筏を考慮して定めたものである。扉は最初は木曾川側二組に對して長良川側は一組とし長良川の水位高くして閘門閉鎖の時間如何により他日必要に應じ猶一組を増設するの豫定なりしが果して閉鎖の時間相當に多く不便を感ずるを以て四十三年度に維持費より支出して更に一組を増設した。工費は此増設費を併せ十五萬九千六百餘圓を要した。

附帶工事は最後迄縣監督の下に組合及町村等に於て設計施行し今日の如く内務省に於て代て施行したものはない。

改修工事の完成は當時の大事業として豫算其他の關係よりして非常なる長年月を要したが改修の主眼たる三川分流の工事は三十三年度を以て一段落を告げた。重要な締切工事は上部中須、中村、大樽川の締切に至る迄三十三年の春に於て大體完成したるを以て此地方住民の一日千秋の思をなして漸く其宿望を達したるを機會に三十三年四月二十二日を期して三縣合同の下に三川分流成功式を舉行した。其前夜は岐阜に於て西郷内務

大臣臨席の下に一大夜宴を催し其翌日は木會長良兩川の合流口に當り古來難所と稱せられた成戸締切堤上に於て山縣總理大臣、西郷内務大臣、古市遞信次官、田邊土木局長、西村大阪築港事務所長、累代の關係知事、隣縣知事、各土木監督署長其他朝野の名士無慮千餘名參集空前の盛大なる成功式を行つた。了て下流油島に於て寶曆治水碑の除幕式を行ひ島津家よりは特に代理として河村伯を派遣された。式後餘興として締切堤小段に於て新太郎少將光政の創始したものと云はれ本改修工事の堤防搗固に使用した岡山千本搗を若き女約百名に赤い襷、揃ひの手拭と云ふ出立にて音頭を取り踊らしめ觀覽に供し大に來賓の喝采を博した。夫より桑名に下り更に小宴會を開き此非常な熱誠を以て計畫した三川分流祝典の日程を終へた。此時式場宴會に於ける山縣公の謹嚴、西郷侯の天真爛漫、其態度舉動の對照相違が痛く來賓諸氏の注意を惹き話頭に上つたものである。其後大正十二年に此式典を擧げた成戸締切堤上に三川分流記念碑が建てられた。

三十三年度以降は油島上流揖斐川筋單獨の工事と下流追加工事のみとなり既に此時代には工事には多年の經驗を積み機械器具其他の準備も寧ろ剩餘を告ぐる程で工事は比較的順境に進み遂に大正元年度を以て此大事業全部の工を竣へた。

施工の組織

三〇

當時は今日の工區事務所若くは改修事務所を工營所と稱した。木曾川の工事最絶頂期の三十二三年度頃には上流は岐阜縣高須輪中駒ヶ江に高須工營所、下流桑名町に桑名工營所を置き當時三川分流の速成を期し極力工事の進捗を圖つた時期であるから高須工營所の下に九箇處、桑名工營所の下に七箇處合計十六箇處の工場を開設し船頭平閘門工事には別に船頭平工營所を置いた。又桑名町に機械工場を設け舟船土工器械の修補に當らしめた。工營所工場の間には今日の如く電話を架設し事務の敏捷と指揮の周到を期した。當時は現場に出で、工事施行の任には大體技手を以て之に充て我々技師は内に居て設計監督の事に従務した時代だから高須桑名兩工營所主任は有馬技手兼務擔任し本所より交付の設計豫算により専ら工事を實施した。船頭平閘門は青木技師調査設計し又出で、工營所主任として工事を施行し又機械工場は當時本所直轄の形になつて居つた。淀川改修工事になつて工事に機械力を用ゆること多く又特殊工事も殖へた關係から始めて技師が出で、専ら工事施行の任に當ることゝなつた。

改修の効果

改修工事完成後既に約二十ヶ年の星霜を經過したが未だ嘗て洪水の害を蒙りたることがない。以前には水害と云へば必ず木曾川を聯想したが今日は寧ろ世間より忘れられた観がある。三川上流の改修が後れたのも下流改修の効果が良好であつた爲と云つてもよい。明治三十九年の洪水は工事完成前ではあつたが既に三川分流後で木曾川の水位は改修計畫より約三尺も超へて殆ど未曾有の洪水とも云ふべきに拘らず木曾川は固より長良揖斐にも些の被害もなかつた。又從來沿岸の農業は稍投機的性質を帯びて居つたが今は確實なる事業となり産業の發展に資したことは莫大である。従前は霖雨數日に亘れば水の高大垣停車場より旅宿に舟で通つたが牧田川の合流口を下げ水位低下の爲に水門川を掘下げ古來有名な今福の水門を改築するの必要を生じた等大垣輪中の悪水の改良顯著となり全く面目を一新した。沿岸の地以前は悪水の排除に苦んだものが今は却て灌漑の水に不足を感じずるに至つた。揖斐川下流の一部一時は悪水停滞の苦情を訴へたが之は初期鰻江青鷺の派川を締切り且つ長良川の合流以前非常に良好なりし時代に比して云ふの

で改修以前よりは既に餘程の改良を見たのである。尤も此苦情も其後導水堤の築設、河口の浚渫等で全く其跡を絶つに至つた。其他輪中廢止の結果廢堤の延長三十三里の長きに亘り將來永遠に防禦維持の費用を節約し又廢川敷の内生地となるべきもの千三十餘町歩に及ぶ等が他の河川に見ざる利益で木曾川改修の特色とする處である。港灣の修築は往年野蒜の築港が不成績に終つた爲其後永く築港事業の發達を沮害した感があつたが河川は第一着手の木曾川改修工事の成績が良好なることが非常に幸福で今日改修工事の發達を來たした一の原因であると思ふ。四十四年一月治水會委員が大舉本川を視察に來た時も實地を見説明を聞きて其改修効果の偉大なるに驚き非常な良き印象を與へた様である。

尤も三川分流と云つても猶犀川の揖斐長良を連絡するあり又揖斐川の水は大水に際せば呂久の上部落合より瀨古、前田を経て杭瀬川に入り大垣輪中外の北部の地に氾濫し又根尾川の二派に分れ一は糸貫川となり長良に合し他は藪川となりて揖斐に入り流域の所屬に困難を感ずるあり其他支派川の存廢改良を要するものも亦尠からず是等は現に施工中の上流改修によつて解決せられ三川分流輪中廢止が茲に始めて完全に達成せらるゝ譯

で其曉には改修の効果の一層顯著なるものがあると思ふ。

附 記

終に臨んで本改修事業に關して多大の貢獻をなしたる功勞者に就て一言を要する。木曾川は水理極めて複雑で難治の河である。又此地方の住民は多年洪水の厄に遭ひ惡水の害に苦められ水理には最も敏感である從て治水の業には非常に熱心であるが其云ふ處多くは自己の利益を本位とし所謂輪中根性の發達したものである常に苦情紛擾に慣れ一朝事あれば竹槍席旗も辭せざる處である。既に此難治の河に臨み此難治の民に接する事業遂行の上に周到の注意を要し技術以外にも幾多の苦心の存せしことは疑を容れざる處である。茲に能く此偉業を大成したる先輩及其他の諸氏の勞に對して深甚なる謝意を表する。改修の計畫者は前にも述べた如くデ・レーキで補佐として清水、佐伯兩技師が調査設計に參與して居る。當時としては随分思ひ切つた計畫で外國人の力によつて始めて出來得たのであらう。其後は外國人の手を離れ河川技術の獨立を見たが先例たる此計畫が我國河川改修事業の進歩發達に資したことは鮮少ならざることを信ずる。佐伯技師は起

工後桑名派出所長尋て土木監督署長として工事施行の任に當り殊に土地買収の難局に處して最も力を盡して居る。土地買収の遣方は今日より見れば多少批判の餘地はあるが能く所信を枉げず邁進して職責を盡したるは敬服の外はない。氏の病氣も其苦心過勞が因をなしたもので實に職務に斃れたと云つてもよいのである。故沖野内務技監は最初土木監督署長として派出所の上に立ち監督指導をなし後佐伯署長病氣靜養の際は署長を兼務し追加豫算及揖斐川土地買収等に大に力を盡され又原田元内務技監は土木監督署長又は土木出張所長として工事の全盛期より末期に至る迄多年施行の任に當り殊に追加工事の設計施行により改修の効果を全ふし其功績の多大なるものがある。又青木、岡崎兩所長が相尋て本事業の末期に工事の完成に力を盡されて居る。古市男爵は中央に在て土木局長として廿九年豫算増額に最も力を盡され其他工事の進捗に關し援助を與へられたこと尠からず。有馬技手(退官の際技師となる)は工事の初期より稍末期に至る迄工營所主任として現場に於て直接施行の任に當り殊に工事の全盛期に於ける努力は殆ど寢食を忘れた感があつて本改修と離るべからざる功勞者である。又故安田屬は土地買収主任として署長を補佐して全部の土地買収を了し工事の進捗に支障なからしめた功勞者である。有

馬技手及安田屬は其功績に對し明治三十三年に特に叙勳の御沙汰があつた。青木技師は船頭平閘門の調査設計者で又施行者である當時我國に先例なき爲相當の苦心を要したもので大に其勞を多とする。

又民間の功勞者としては第一に山田省三郎氏に指を屈する。氏は本川改修の成立に關し一家の財を傾けて運動をなし品川子爵から治水狂と云はれた程で起工後も終始一貫熱誠を以て力を盡して居る、氏の如き篤志家は他に類例を見ざる處で木曾川改修工事の忘るべからざる恩人である。

此外多年工事に關係せる従業員及内に在て事業の進捗に貢獻せる職員諸氏の協同一致不屈不撓の努力に負ふ所頗る多大なものがある。唯是等の諸氏の多數は既に故人となりて殘存者の少なきは往事を追想して轉た今昔の感に堪へない。

序に本工事に精通せる有馬氏は目下桑名に退隱して七十八歳の高齡を以つて嬰鑠として餘生を送りつゝあり又多年所長の職にあつた原田博士猶在るを以て兩氏に就て尋ぬれば有益なる資料が得らるゝと思ふ。

二十餘年振りに木曾川を視て

油島寶曆治水の碑を見ても

腹切らですむ我は仕合せ

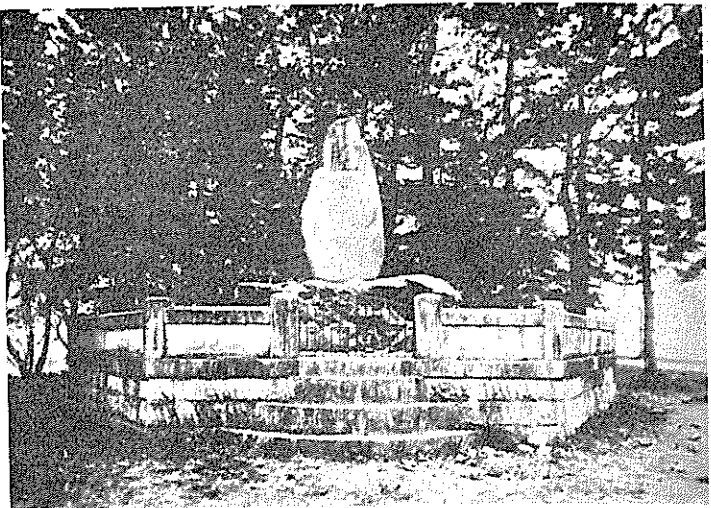
三樂道人 (終)

(有馬氏は昭和十一年夏死去せり)

寶曆治水碑

内閣總理大臣元帥陸軍大將正二位勳一等功二級
 侯爵山縣有朋篆額
 樞密院書記官長從三位勳二等小牧昌業撰文
 正五位日下部東作書

尾濃二州之地田野廣衍厥土沃饒有木曾長良掛斐三大川
 南注入勢海支川交錯或合或分市邑散在其間者俗稱輪中
 每霖雨水出衆流遞相侵凌輒致漲溢橫決汎濫往往潰田畝
 漂廬舍民之苦之久矣寶曆年中幕府命薩摩藩修治之藩
 侯島津重年遣其家老平田靱負大目附伊集院十藏等赴役
 以寶曆四年二月起工至五月而止以夏時水長不獲施功也
 及九月復作翌年五月而畢費藩帑三十萬兩始克告成幕府
 嘉其功賜重年時服五十襲其餘賞賚有差是役也藩士從事



者凡六百人地亘十餘里畫爲四區衆各分任其事靱負爲總奉行十藏副之幕府亦遣吏監視修隄防疏溝渠建閘
 排柵築堰累籠或創設或修補遠近呼應番鍾相接而其尤致力者爲油島防堵大樽築堰盖油島當木曾掛斐兩川

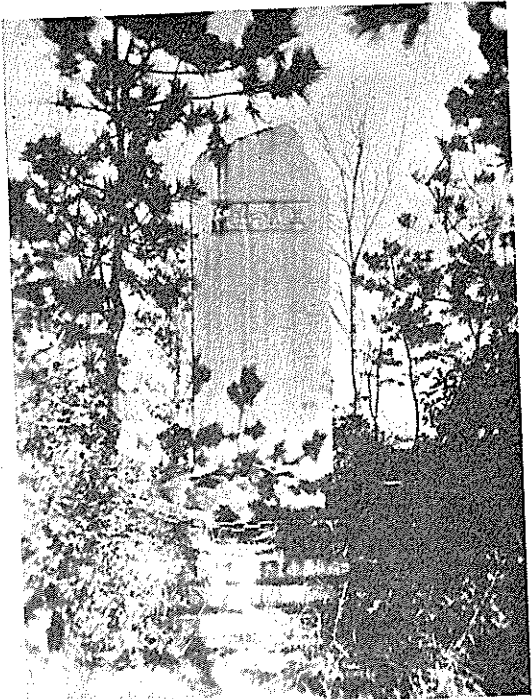
相會處洪流激甚大樽川受長良川地恆湍急故施工甚艱隨作隨壞困頓支持迄以有成按當時經營之迹其要在務使諸水各循其道以防侵凌漲溢之憂而其計莫急於斯二者是所以注全力于此也於是輪中十里之地無復有慘害如往時者民安其業以至今日世稱之曰薩摩工事後來三川分流之策實基于此役已竣總奉行平田靱負俄自歎而斃其他前後自殺者數十人就葬安龍海藏等諸寺事載其過去牒願其致死之由舊記靡得而詳焉土人傳言工事艱鉅出於意料之外功屢敗于垂成以致經費逾額然勢不可中止故寧決死成事而謝專擅增費之罪也

想當時士風淳樸人重紀律崇氣義諸子既奉君命就功程不遂則不己苦心焦思之餘計不得已以至于此土人所傳當不謬也然則是役事業之偉且艱可以想見而諸子之堅志不撓舍身徇公意能全其職守以貽澤於後世則可謂古之所稱以死勤事功德加民者矣豈不韙哉爾來百五十年矣居民猶頌薩摩工事而不衰言及死事者則有獻

歎泣下者 皇治中興百度維新凡興利除害之事次第修舉三川分流之策亦果施行成功將在近茲地人士既感聖世仁澤之洽因念寶曆創始之功又哀致命諸人之義烈不忍使其浪沒莫聞胥謀建石勒其功績以垂永遠來微余文余不能辭乃為叙其梗槩云

明治三十三年二月

井龜泉刻字



三川分流碑

正二位大勳位公爵松方正義題額

我縣有三大川曰木曾川曰長良川曰揖斐川出自縣之北疆及至南疆相錯交流俱注於三重縣桑名海而木曾川最大沙底壅淺每值霖潦輒漲溢逆入長良川更衝揖斐川水勢猛激潰隄塘洚洞無際漂蕩田廬流亡人畜慘不可言以其川脈跨我與愛知三重之三縣災害所被甚廣從古以為鉅患焉寶曆中幕府命薩摩侯脩治川道候派其藩

士竭力經營閱二歲而完工水患始息傳稱薩摩工事然以其所費踰估額薩士之從事者引罪以死世憐之為義士經歲漸久水患復起明治之初笠松縣令上書建議水防之急六年官聘蘭人測勘地勢規畫工程十六年測勘完成十九年工程決定二十年四月開工脩治三川木曾川則自羽島郡八神村以南擴鑿川道至海津郡成戶新築長隄以隔斷長良川直導本流達于海其自祖父江分派至佐屋之南曰佐屋川其下流曰筏川以既擴鑿本川築隄塞之以為廢川長良川則至成戶合於木曾川今劃分之其下新鑿川道疏導其水至油島之南築長隄數處與揖斐川離

隔設闌於船頭平通舟於木曾川以便航運其自本巢郡南有中須中村大樽三支流與揖斐川相接水互來往皆設隄塞之使水各由本流揖斐川則自本巢郡以南擴鑿川道增築隄塘使諸川無濫入凡此三川注海之口作石隄於海中分導其水以防衝激壅闕之患是爲三川分流之大端矣四十五年三月工竣需款凡九百七十四萬六千餘圓其自三縣所支共二百六十三萬一千餘圓自國庫所補七百一十一萬五千餘圓水防工費之鉅向所未有也先是三十三年四月及工事略成乃舉慶典於成戶並設祭於油島以慰薩摩義士之靈且彰其舊功篤之至也內閣總理大臣侯爵山縣公有朋內務大臣侯爵西鄉公從道等縉紳名士莅會數百人共相謹呼以頌 聖朝鴻德於是沿川郡邑永免洪水之害居民始安其堵矣因顧當此大工司事從工諸員勞績甚大鄉間有志之士伙助奉公其意尤厚豈可湮沒而無傳乎哉乃建碑以謀不朽予承乏州牧爲記梗槩並繫以銘銘曰

民之大害莫甚洪水我縣三川患久難治汜濫滔天災靡攸底生靈成魚喪其田里

聖朝休澤拯斯民瘼分流歸海積患乃止民生斯安產業斯起庶後君子念其所以貞珉勒銘永諗千祀

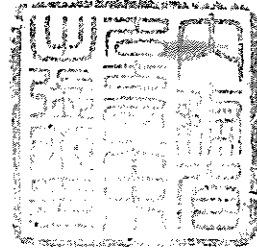
大正十二年三月

岐阜縣知事正五位勳四等上田萬平謹

香川 長尾 甲 書丹

昭和十二年二月廿四日

内務省名古屋土木出張所



真田秀吉殿

一名井九介氏 巡木曾川下流改修工事の昔話 本 部

右篇御参考及送付候也

内務省名古屋土木出張所